

「六ヶ所村風力発電所リプレース事業計画段階環境配慮書」 に対する環境大臣意見

本事業は、日本風力開発株式会社が、青森県上北郡横浜町及び六ヶ所村において自社で稼働中の「六ヶ所村風力発電所」(総出力32,850kW、単機出力1,500kWの風力発電設備22基)について、既設の風力発電設備を全て撤去し、最大で総出力36,000kW、単機出力3,600～4,200kW級の風力発電設備8～10基程度に更新する事業である。

風力発電設備の既存の設備から新しい設備への更新(以下「リプレース」という。)は、既存の道路や送電線等を利用することにより、新設する場合に比べ、土地の改変等による環境影響を低減することが可能であると考えられる。また、既設の風力発電所の稼働中における環境への影響の程度を調査・把握することが可能であるため、本事業の風力発電設備の規模・配置及び環境影響の程度によっては、「風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」(令和2年4月環境省)の考え方を参考に、環境影響評価の項目として選定しないこと、又は、調査、予測及び評価の手法を簡略化することが可能である。

一方、本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺には、複数の住居が存在している。また、想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)に基づく国内希少野生動植物種(以下「国内希少種」という。)に指定されているオジロワシやチュウヒ等の生息が確認されているほか、想定区域及びその周辺は、ガン・カモ類等の渡り経路となっている可能性がある。

以上を踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

ア 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び付帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討においては、既設の風力発電設備等の稼働による環境影響を適切に把握した上で、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映すること。

イ 風力発電設備等の配置等の検討においては、既設の風力発電設備等の撤去跡地、既存の道路及び送電線等を利用すること等により、これら新設する場合に比べ、環境影響を低減することが可能な場合には、その利用等を最大限考慮すること。

ウ 既設の風力発電設備等の撤去工事については、必要に応じ、適切な調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を実施すること。

(2) 累積的な影響

想定区域の周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中等であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に対する調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集及び他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 事業計画の見直し

上記のほか、2により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(5) リプレースの特性を踏まえた環境影響評価

本事業はリプレースであることから、「風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」の考え方を参考にしつつ、その事業特性を踏まえた環境影響評価を実施すること。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期することが求められる。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、既設風力発電設備等の騒音に係る影響を適切に把握した上で、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期することが求められる。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、既設風力発電設備の風車の影に係る影響を適切に把握した上で、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔するこ

と等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺には、種の保存法に基づく国内希少種に指定されているオジロワシやチュウヒ等の生息が確認されているほか、想定区域の周辺には、ガン・カモ類等の渡り鳥の渡来地となっていることなどから「生物多様性保全上重要な湿地」に選定されている小川原湖湖沼群が存在しており、想定区域及びその周辺は渡り鳥の渡り経路となっている可能性があるため、事業の実施により風力発電設備への衝突事故及び移動の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、既設風力発電設備に係る鳥類への影響を適切に把握した上で、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 植物及び生態系に対する影響

想定区域には、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされたハンノキ・ヤチダモ群集等の植生等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、撤去跡地及び既存道路等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。